

四日市市告示第 161 号

四日市市障害者雇用職場定着支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

四日市市長 森 智広

四日市市障害者雇用職場定着支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市障害者雇用職場定着支援補助金交付要綱（令和 3 年四日市市告示第 122 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第 16 条 （略） <u>（補則）</u> 第 17 条 この要綱に定めるもののほか <u>必要な事項は、市長が別に定める。</u>	第 16 条 （略）

第 2 号様式及び第 3 号様式を次のように改める。

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市障害者雇用職場定着支援補助金計画承認書

年 月 日付け四日市市障害者雇用職場定着支援補助金計画書  
については、四日市市障害者雇用職場定着支援補助金交付要綱第 8 条の規  
定に基づき、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 被雇用者

継続雇用 期間	3 か月	6 か月	1 年	2 年	3 年
申請対象 時期	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
金額 (千円)					

2 補助金交付の条件

- (1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市障害者雇用職場定着支援補助金  
交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後 5 年間保存しなければなら  
ない。
- (3) この補助金の交付については、後日市が報告を求め、調査を行うことがある。

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市障害者雇用職場定着支援補助金計画不承認書

年 月 日付け四日市市障害者雇用職場定着支援補助金計画書  
については、下記とおり承認できませんので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 不承認の理由

第5号様式を次のように改める。

（申請者）

住 所

名 称

代表者

四日市市障害者雇用職場定着支援補助金計画変更承認書

年 月 日付け四日市市障害者雇用職場定着支援補助金の計画変更を承認したので、四日市市障害者雇用職場定着支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 被雇用者 \_\_\_\_\_

2 計画変更の内容

継続雇用 期間	3か月	6か月	1年	2年	3年
申請対象 時期	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
金額 (千円)					

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(商工農水部商業労政課)